



INFORMATION

市役所からのお知らせ

人口 12.7.1 現在
()内は前月比

人口 / 316,479人(+54)
男 / 151,054人(-17)
女 / 165,425人(+71)

6月分・出生 239人
・死亡 150人
・転入 705人
・転出 740人

世帯 / 123,196世帯(+43)

1 特別障害者手当などの所得状況届を

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたは、所得の状況届を8月10日(木)から25日(金)までに提出してください。

添付する書類などについては、8月上旬に郵送でお知らせします。

問い合わせ 社会福祉課
☎(866)2093

2 児童手当の申請を受け付けています

平成6年4月2日以降に生まれたお子さんを養育し、まだ児童手当を受けていないかたは、9月29日(金)までに申請をしてください。

詳しくは、広報あきた6月23日号18ページをご覧ください。

問い合わせ 市民課
☎(866)2072

3 子ども情報誌「プレスタ」を発行

子どもための情報誌「プレスタ」第4号を発行しました。自然体験、ス

ポーツ、何でも体験など子ども向けの楽しい情報が盛りだくさんです。

市内の公共施設、郵便局、主なコンビニなどで無料でさしあげています。数に限りがありますので、お早めにごうぞ。

問い合わせ 子どもセンター(生涯学習室内)☎(866)2245

4 母子家庭のお母さんに児童扶養手当

18歳までのお子さんや、20歳未満で中程度以上の障害があるお子さんをお持ちの母子家庭のお母さん、または養育者のかたは、児童扶養手当を受けることができます。全額支給の場合、1人目のお子さんは月額4万2千370円。2人目以降は加算があります。

ただし、受給者が国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金の給付を受けられる場合は、支給されません。また、受給要件に該当した日から5年が過ぎている場合は、認定の請求ができませんのでご注意ください。

現況届を忘れずに

すでに児童扶養手当を受給しているかたは、今月下旬に郵送するお知らせにしたがって8月に現況届を提出してください。現況届の提出がないと、8月分以降の手当を支給することができなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

受給資格を失ったらずに届け出を受給者が公的年金の給付を受けるようになった場合や、母が婚姻した場合(事実上の婚姻関係、内縁を含む)は、手当の受給資格がなくなりますので、すぐに届け出をしてください。そのまま受給していると、さかのぼって手当を返還していただくこととなります。

問い合わせ 児童家庭課

☎(866)2094

5 国土緑化運動・育樹運動標語を募集しています

(社)国土緑化推進機構では、植樹や森林の保護・育成の助長、緑化思想の高揚を図るため、平成13年用の緑化に関するポスターなどに使用する標語を募集しています。入賞者には賞状と副賞が贈呈されます。

申し込み はがきに、標語と住所、氏名、職業または学校名、学年)を書いて、10月5日(木)まで〒010-8560 秋田市公園維持課緑地担当へ☎(866)2154

6 ブラックバスを放流しないで

ブラックバスやブルーギルは、カジカ、ワカサギ、エビなどを食べる極めて魚食性が強い魚です。



佐竹史料館が臨時休館 佐竹史料館は、展示替えのため、7月31日(月)から8月3日(木)まで臨時休館します。佐竹史料館☎(832)7892